

議会運営に係る正式決定等の前の広報について

1 趣旨

正式決定等の前の情報は必ずしも正確な情報とは言えず、誤った情報により、県民の信頼を失うおそれがあることから、不適切な広報をできる限り防ぐため、その取扱いを定めるものとする。

2 正式決定等の前に公表を控えるべき広報

正式決定等の前に、不特定多数の者に、その内容を特定して公表することは控えるものとする。

運用例

■議会運営委員会での発表前に、ホームページやブログ等で、代表質問等を行うことを掲載することは、控えるものとする。SNSで投稿等の対象を制限している場合も、容易に拡散する可能性があることから、不特定多数の者への情報提供に準じ、控えるものとする。

■本会議での議長指名の前に、委員会委員となることを会派・議員個人の議会報告等に掲載することは控えるものとする。

□広報誌等に、単に「第〇回定例会に登壇する」等のお知らせをすることは、内容を特定して公表したとは言えず、県民に誤解を与えたとは言えないが、結果的に広報の意味も曖昧であると思われることから、十分考慮して広報するものとする。

□議会運営委員会での発表前に、車両の手配等のため、一般質問を行うことを傍聴希望者に知らしめることは、不特定多数への公表とは言えず、県民に誤解を与えたとは言えないが、不特定多数の者に情報が拡散しないよう十分留意するものとする。

3 事前に公表すべきでない情報の具体例

(1) 委員会で決定する事項

議会日程以外の委員会開催、県内・県外等の委員会調査、委員会の審査日程、予算委員会委員の選任（議会運営委員会）など

(2) 議会運営委員会で発表する事項

代表質問者・一般質問者の発表など

(3) 本会議で議決する事項

正副議長等の選挙、特別委員会設置要綱、委員会委員の選任など

(4) 質問・質疑に際し通告する事項

代表質問通告書・一般質問通告書、予算委員会質疑通告書など

4 その他

疑義のある事例については、議運懇談会で適宜協議するものとする。